



# 福島県報

## 目次

### 公告

○十二月県議会定例会において議決された予算の要領を公表する件

## 公告

### 公告第三十四号

平成二十年十二月福島県議会定例会において議決された平成二十年度の福島県一般会計補正予算及び特別会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成二十一年一月二十日

県営監知事 佐藤 雅 平

### 平成20年度福島県一般会計補正予算(第2号)

平成20年度福島県一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,622,084千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ840,904,417千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

#### (継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

#### (繰越明許費)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

#### (債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の追加・変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の追加・変更は、「第5表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県税	10 自動車税	6,421,000	△179,960	6,241,040
	11 軽油引取税	25,249,000	△1,248,865	24,000,135
		5,449,000	△79,200	5,369,800
3 地方譲与税	1 地方道路路税	5,100,000	△79,200	5,020,800
		2,705,000	1,388,382	4,093,382
4 地方特例交付金	3 地方税等減収補てん臨時交付金	0	1,388,382	1,388,382
		214,519,000	△1,929,756	212,589,244
5 地方交付税	1 地方交付税	214,519,000	△1,929,756	212,589,244
		8,832,259	198,895	9,031,154
7 分担金及び負担金	1 分担金	848,438	△7,933	840,505
	2 負担金	7,983,821	206,828	8,190,649
		15,505,746	14,235	15,519,981
8 使用料及び手数料	1 使用料	12,375,595	5,181	12,380,776
	2 手数料	3,130,151	9,054	3,139,205
		100,370,925	△951,311	99,419,614
9 国庫支出金				

10 財産収入	1 財産運用収入	1,077,722	△1,812	1,075,910
	2 財産売却収入	1,093,325	39,373	1,132,698
	3 委託金	868,112	△22,374	845,738
		2,171,047	37,561	2,208,608
11 寄附金	1 寄附金	38,360	41	38,401
12 繰入金	特別会計繰入金	4,182,888	159,197	4,342,085
	基金繰入金	26,544,518	△150,023	26,394,495
13 繰越金	繰越金	433,491	872,448	1,305,939
14 諸収入	延滞金、加算金及び過料等	486,825	0	486,825
	貸付金元利収入	57,220,681	95,891	57,316,572
	受託事業収入	1,093,854	△111,042	982,812
	収益事業収入	5,878,940	7,869	5,886,809
	雑収入	2,120,517	272,454	2,392,971

15 負債	1 負債	116,175,900	△18,900	116,157,000
	合計	842,526,501	△1,622,084	840,904,417

## 歳出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費	1 議会費	1,611,760	△77,721	1,534,039
2 総務費	1 総務管理費	17,591,177	1,689,457	19,280,634
	2 県民生活費	2,321,985	△88,540	2,233,445
	3 企画費	15,208,572	187,779	15,396,351
	4 徴税費	10,645,879	△110,276	10,535,603
	5 自治振興費	6,519,754	△72,991	6,446,763
	6 選挙費	66,216	△14,042	52,174
	7 防災費	1,126,101	△12,796	1,113,305
	8 統計調査費	634,074	△19,498	614,576
	9 人事委員費	145,950	△8,244	137,706
	10 監査委員費	294,411	△4,021	290,390
3 民生費		85,855,231	△296,936	85,558,295

4 衛生費	1 社会福祉費	64,707,634	△348,691	64,358,943
	2 児童福祉費	16,688,601	63,176	16,751,777
	3 生活保護費	4,458,735	△11,421	4,447,314
5 労働費	1 公衆衛生費	17,932,601	△361,839	17,570,762
	2 環境衛生費	6,026,216	△226,494	5,799,722
	3 保健福祉 事務所費	1,077,273	△24,092	1,053,181
	4 医薬費	2,402,937	1,125	2,404,062
	5 環境保全費	4,545,725	△62,847	4,482,878
6 農林水産業費	1 労働委員会費	3,880,450	△49,531	3,830,919
	2 職業訓練費	2,083,370	△71,057	2,012,313
	3 雇用対策費	213,712	△22,116	191,596
	4 労働委員会議費	1,450,806	△40,122	1,410,684
7 商工費	1 農業費	268,971	△9,026	259,945
	2 畜産業費	149,881	207	150,088
	3 農地費	68,734,558	△525,845	68,208,713
	4 林業費	17,863,930	△313,764	17,550,166
	5 水産業費	2,834,829	△13,577	2,821,252
8 土木費	1 農業費	28,834,844	△60,386	28,774,458
	2 観光費	16,451,009	△275,431	16,175,578
	3 中学校費	2,749,946	137,313	2,887,259
	4 高等学校費			
9 警察費	1 土木管理費			
	2 道橋りょう費			
	3 河川海岸費			
	4 港湾費			
	5 空港費			
	6 都市計画費			
	7 住宅費			
10 教育費	1 警察管理費	44,110,888	△338,848	43,772,040
	2 警察活動費	40,385,207	△301,226	40,083,981
	1 教育総務費	3,725,681	△37,622	3,688,059
	2 小学校費	214,554,958	△782,726	213,772,232
7 商工費	3 中学校費	28,063,455	△234,684	27,828,771
	4 高等学校費	69,765,506	△460,144	69,305,362
	1 商工業費	41,637,657	85,880	41,723,537
	2 観光費	44,735,946	△16,495	44,719,451

11	災害復旧費	8	大学費	13,079,272	△27,482	13,051,790					
				11	農林水産施設 災害復旧費	1	2,305,079	17,589	2,322,668		
							2	土木施設 災害復旧費	5,338,476	△1,906,567	3,431,909
									53,102,179	△119,890	52,982,289
									4,270,000	△119,643	4,150,357
									2,000	5,000	7,000
6	公営企業費	11,002,029	△5,247	10,996,782							
<b>歳 出 合 計</b>			<b>842,526,501</b>	<b>△1,622,084</b>	<b>840,904,417</b>						

第2表 継続費補正

(単位千円)

款	項	事業名	補 正 前		補 正 後	
			総 額	平 成 19 年 度	平 成 19 年 度	平 成 20 年 度
9	警察費	1 警察管理費	796,619	332,647	768,619	332,647
		いわき中央警察署大規模改修費		463,972		435,972

第3表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額

2	総務費	5	自治振興費		24,000
			市町村合併支援道路整備事業費		24,000
6	農林水産業費	5	水産業費		120,000
				漁港海岸保全費	50,000
				漁港環境整備統合事業費	50,000
				広域漁港整備費	20,000
8	土木費	2	道路橋りょう費		3,025,043
				道路維持補修費	246,000
				橋りょう補修費(補助)	136,000
				交通安全施設等整備事業費(補助)	60,000
				道路整備費	230,799
				地方特定道路整備費	70,000
				緊急地方道整備費	736,955
3	河川海岸費		地方道改築費	104,000	
			災害防除費	159,832	
				47,700	

	広域基幹河川改修事業費	47,700
6 都市計画費		1,233,757
	地方特定道路整備費	83,924
	緊急地方道整備費	1,149,833
合 計		3,169,043

第4表 債務負担行為補正

(1) 追加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
福島県文化センター指定管理者の指定	平成21年度から平成25年度まで	1,408,233
ふくしま海洋科学館指定管理者の指定	同 上	2,277,313
福島県男女共生センター指定管理者の指定	同 上	1,225,000
福島県点字図書館指定管理者の指定	同 上	192,060
福島県中小企業振興館(起業支援室を除く)指定管理者の指定	同 上	400,474
福島県中小企業振興館(起業支援室)指定管理者の指定	同 上	111,680
福島県ハイテクプラザ(一部)指定管理者の指定	平成21年度から平成23年度まで	33,432
福島県観光物産館指定管理者の指定	平成21年度から平成25年度まで	98,500

福島県産業交流館指定管理者の指定	同 上	419,499
天鏡閣指定管理者の指定	同 上	62,210
福島県総合緑化センター指定管理者の指定	同 上	195,800
ふくしま県民の森指定管理者の指定	同 上	246,225
福島県昭和の森指定管理者の指定	同 上	66,230
達瀬公園指定管理者の指定	同 上	107,750
小名浜港ヨリーナ施設指定管理者の指定	同 上	13,570
小名浜港プレジャーボート用指定泊地指定管理者の指定	同 上	5,040
江名港プレジャーボート用指定泊地指定管理者の指定	同 上	3,780
中之作港プレジャーボート用指定泊地指定管理者の指定	同 上	4,033
久ノ浜港プレジャーボート用指定泊地指定管理者の指定	同 上	4,032
釣師浜漁港指定施設指定管理者の指定	同 上	757
真野川漁港指定施設指定管理者の指定	同 上	8,820
請戸漁港指定施設指定管理者の指定	同 上	2,017

四倉漁港指定施設指定管理者の指定	同	上	2,772
豊間漁港指定施設指定管理者の指定	同	上	1,639
勿来漁港指定施設指定管理者の指定	同	上	1,890
あづま総合運動公園指定管理者の指定	同	上	2,831,875
福島空港公園指定管理者の指定	同	上	528,800
福島県文化財センター白河館指定管理者の指定	同	上	1,183,726

(2) 変更 (単位千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
野菜生産出荷安定資金造成費補助	平成20年度から平成21年度まで	111,905	平成20年度から平成21年度まで	103,309
林業基盤整備資金利子補給	平成20年度から平成50年度まで	18,210	平成20年度から平成50年度まで	23,935

第5表 地方債補正 (1) 追加 (単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
-------	-----	-------	----	-------

一般造林事業費	15,000	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金については、当該見直しの後に、利率の見直しを行うた後においては、当該見直しの利率)	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
計	15,000			

(2) 変更 (単位千円)

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
合併市町村支援事業費	109,000	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	0	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他
	838,300	年10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府	838,300	年10%以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合によ
	761,200	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合によ	690,500	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合によ
	921,700	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合によ	819,400	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合によ
海岸事業費	57,600	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合によ	60,700	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合によ

農地防災事業費	495,500
農道整備事業費	718,500
農村総合整備事業費	122,800
ふるさと農道緊急整備事業費	238,000
農業集落排水事業費	101,800
一般林道費	292,800
ふるさと林道緊急整備事業費	716,800
一般治山費	1,239,500
県単治山費	62,200
漁港海岸保全費	108,000
漁港環境整備統合事業費	34,200
広域漁港整備費	108,000
水産基盤整備事業費	25,600
道路維持補修費	476,100
橋りょう補修費(補助)	1,600
地方特定道路整備費	6,060,400
緊急橋りょう改修費	161,600
道路整備費	908,500

資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直しの利率)

り繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをできるものとす

490,000
720,100
178,000
213,700
98,500
290,100
703,400
1,237,800
65,200
130,500
56,700
115,200
21,700
610,100
69,600
6,067,200
148,500
1,048,100

資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直しの利率)

り繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをできるものとす

災害防除費	218,300
河川改良費	423,100
ふなつこふるさと川づくり事業費	22,500
河川流域総合情報システム事業費	103,500
広域基幹河川改修事業費	715,100
広域一般河川改修事業費	135,000
都市基盤河川改修事業費	297,900
総合流域防災事業費(河川)	967,900
高潮対策費	226,300
堰堤改良費	35,500
河川災害関連費	22,900
地すべり災害防除費	9,000
急傾斜地崩壊防止対策費	110,500
通常砂防費	405,000
火山砂防費	270,500
総合流域防災事業費(砂防)	240,900
港湾修築費	182,700
交通安全施設等整備事業費	971,800

270,300
419,100
22,400
84,700
765,100
145,000
327,900
1,022,900
236,300
31,700
31,500
8,900
96,700
435,000
290,500
260,900
188,100
1,011,800

(補助)						
緊急地方道整備費	4,652,800			4,127,800		
警察施設費	430,400			403,700		
大規模改造費(高等学校)	1,642,700			1,352,300		
国直轄道路事業費	9,877,500			10,616,800		
国直轄河川事業費	993,600			1,056,200		
国直轄砂防事業費	415,200			507,600		
国直轄港湾事業費	1,604,500			1,712,800		
国直轄土地改良事業費	67,500			56,700		
海岸災害復旧費	69,700			72,800		
土木災害復旧費	1,538,400			945,400		
看護関係施設整備費等補助事業費	149,800			142,100		
計	103,618,900			103,585,000		

平成20年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計補正予算(第2号)平成20年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,241,333千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,847,445千円とする。  
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。  
 (地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。  
 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		236,295	△236,295	0
	1 一般会計繰入金	236,295	△236,295	0
2 繰越金		291,327	△36,008	255,319
	1 繰越金	291,327	△36,008	255,319
3 諸収入		1,440,732	151,394	1,592,126
	2 貸付金元利収入	1,438,660	151,394	1,590,054
4 県債		1,120,424	△1,120,424	0
	1 県債	1,120,424	△1,120,424	0
歳入合計		3,088,778	△1,241,333	1,847,445

(単位千円)

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業高度化資金貸付事業費		2,429,168	△1,241,333	1,187,835
	1 中小企業高度化資金貸付事業費	2,429,168	△1,241,333	1,187,835
歳出合計		3,088,778	△1,241,333	1,847,445

(単位千円)

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前			補 正 後		
	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率
中小企業高度化資金	1,120,424	1 借入方法 普通貸借 2 独立行政法人中小企業機構	独立行政法人中小企業機構の業務（業務運営、及び計す令（平成16年経産省74第13号）に規定する）に係る債務、及び計す令（平成16年経産省74第13号）に規定する	0	—	—
計	1,120,424		独立行政法人中小企業機構の業務（業務運営、及び計す令（平成16年経産省74第13号）に規定する）に係る債務、及び計す令（平成16年経産省74第13号）に規定する	0	—	—

平成20年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）  
 平成20年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、  
 次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)  
**第1条** 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ594千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ524,687千円とする。  
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。  
 第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
2 業務勘定収入	1 繰入金	5,093	△594	4,499
		1,109	△594	515
歳入	合計	525,281	△594	524,687

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業・木材産業改善資金	2 業務勘定	525,281	△594	524,687
		5,093	△594	4,499
歳出	合計	525,281	△594	524,687

平成20年度福島県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

平成20年度福島県港湾整備事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。  
 (歳入歳出予算の補正)

**第1条** 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,933千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,233,410千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び 手数料	1 使用料	1,104,381	9,133	1,113,514
		1,104,381	9,133	1,113,514
4 繰入金	1 一般会計 繰入金	1,415,154	△200	1,414,954
		1,415,154	△200	1,414,954
歳入	合計	3,224,477	8,933	3,233,410

(単位千円)

歳出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 小名浜港 整備事業費	1 ふ頭埋立 造	2,042,216	5,044	2,047,260
		1,546,636	0	1,546,636
		363,272	5,144	368,416
		76,544	△100	76,444
2 相馬港 整備事業費	1 ふ頭埋立 造	1,108,575	3,889	1,112,464
		1,037,584	0	1,037,584
		50,061	△100	49,961
		12,961	931	13,892
3 港湾施設 管理運営費	4 荷役機械 整備費	7,969	3,058	11,027
		7,969	3,058	11,027
歳出	合計	3,224,477	8,933	3,233,410

平成20年度福島県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成20年度福島県流域下水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

**第1条** 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,932千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,163,441千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

**第2条** 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び 負担金	1 負担金	4,179,172	△3,509	4,175,663
		4,179,172	△3,509	4,175,663
2 繰入金	1 一般会計 繰入金	4,494,858	△1,323	4,493,535
		4,494,858	△1,323	4,493,535
7 県債	1 県債	2,116,300	△2,100	2,114,200
		2,116,300	△2,100	2,114,200
歳入	合計	13,170,373	△6,932	13,163,441

(単位千円)

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道 事業費	1 管理費	13,170,373	△6,932	13,163,441
		13,170,373	△6,932	13,163,441
歳出	合計	2,910,668	78	2,910,746

歳 出 合 計	2 建設費	4,288,100	△7,010	4,281,090
	合計	13,170,373	△6,932	13,163,441

第2表 地方債補正

(単位千円)

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
流域下水道	15,000	1 借入方法 普通貸借又は債券発行の資格は、知事が定める。 2 借入資金その他の	13,400	1 借入方法 普通貸借又は債券発行の資格は、知事が定める。 2 借入資金その他の
		利率 年10%以内		利率 年10%以内
		償還の方法 起債日から35年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、又は借入し、又は借換えが出来る。		償還の方法 起債日から35年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、又は借入し、又は借換えが出来る。
計	937,700		935,600	

平成20年度福島県工業用水道事業会計補正予算 (第2号)

(総 則)

第1条 平成20年度福島県工業用水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収入			
第1款 工業用水道事業収益	2,776,053千円	261千円	2,776,314千円
第1項 営業収益	2,348,451千円	5,508千円	2,353,959千円
第2項 営業外収益	406,228千円	△5,247千円	400,981千円
支出			
第1款 工業用水道事業費用	2,660,788千円	△3,411千円	2,657,377千円
第1項 営業費用	2,259,062千円	△3,411千円	2,255,651千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額927,812千円は、過年度分損益勘定留保資金927,812千円で補正するものとする。)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収入			
第1款 資本的収入	824,887千円	3,343千円	828,230千円
第4項 工事負担金	108,889千円	3,343千円	112,232千円
支出			
第1款 資本的支出	1,749,532千円	6,510千円	1,756,042千円
第1項 建設改良費	757,180千円	6,510千円	763,690千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	368,789千円	△8,837千円	359,952千円

平成20年度福島県地域開発事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 平成20年度福島県地域開発事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収入			
第1款 地域開発事業収益	3,807,694千円	1,600千円	3,809,294千円
第2項 営業外収益	2,442千円	1,600千円	4,042千円
支出			

第1款 地域開発事業費用 5,803,695千円 △2,647千円 5,801,048千円  
 第1項 営業費用 5,524,944千円 △2,647千円 5,522,297千円  
 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。  
 科 目 既決予定額 補正予定額 計  
 職員給与費 75,301千円 △2,907千円 72,394千円

平成20年度福島県立病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成20年度福島県立病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
支 出			
第1款 病院事業費用	14,649,908千円	△158,726千円	14,491,182千円
第1項 営業費用	14,111,764千円	△158,726千円	13,953,038千円
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)			
第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。			
科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	8,151,698千円	△158,556千円	7,993,142千円
			(繰 越 額)